

インターネット・ホットラインセンターの運用変更について

1 インターネット・ホットラインセンターにおける取組

平成18年6月から運用を開始したインターネット・ホットラインセンター（以下「IHC」という。）は、警察庁の委託を受け、一般のインターネット利用者等から違法情報・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を実施してきたところ。平成27年におけるIHCの運用状況については別紙のとおり。

2 運用変更に係る経緯

- (1) 平成24年度行政事業レビュー公開プロセスの結果
インターネット・ホットライン業務に対する結果は以下のとおり。
 - ア 評価結果
抜本的改善
 - イ 主なコメント
 - 民間による費用負担について、業界団体等と協議すべき。
 - 一連の業務を官民一体となって運営する方向に舵を取るべき。
- (2) 平成24年度総合セキュリティ対策会議の結果
公開プロセスの結果を受け、IHCの民間費用負担の在り方について検討し、「民間も違法情報・有害情報対策に一定の責任を果たすべきである」との結論に至った。これを受け、平成25年11月に、IHCとは別に、民間事業者によるホットラインが開設された。
- (3) 行政改革推進会議における指摘事項
平成27年11月27日に開催された第20回行政改革推進会議において、以下のとおり指摘がなされた。
 - 民間事業者が運営するホットラインが受理した通報件数は、IHCが受理した通報件数の約1.8%に留まっており（平成26年中）、実質的に業務の分担がなされているとは言い難い。
 - 両者の業務内容には重複があり、役割分担が必ずしも明確でない。
 - 可能な限り速やかに、民間事業者との役割分担の考え方を含む今後の業務計画（移行計画）を策定し、官民の役割分担を明確にすべき。

3 運用変更の内容

これまで違法情報・有害情報を対象として事業を委託してきたが、平成28年度からは国の委託の範囲を「通報の受理」及び「違法情報の処理」とするとともに、有害情報については民間による自主的対応を求め、官民の役割分担を明確化して事業を実施することとした。

インターネット・ホットライン業務の見直しについて

【現行】

国の委託事業

インターネット利用者

通報

通報窓口

通報

保全

【IHC】

《取扱情報》

違法情報

有害情報

削除依頼

プロバイダ等

【平成28年度～】

民間事業者

インターネット利用者

通報

民間費用

国の委託事業

通報窓口

通報

保全

《取扱情報》

違法情報

《取扱情報》

有害情報

削除依頼

削除依頼

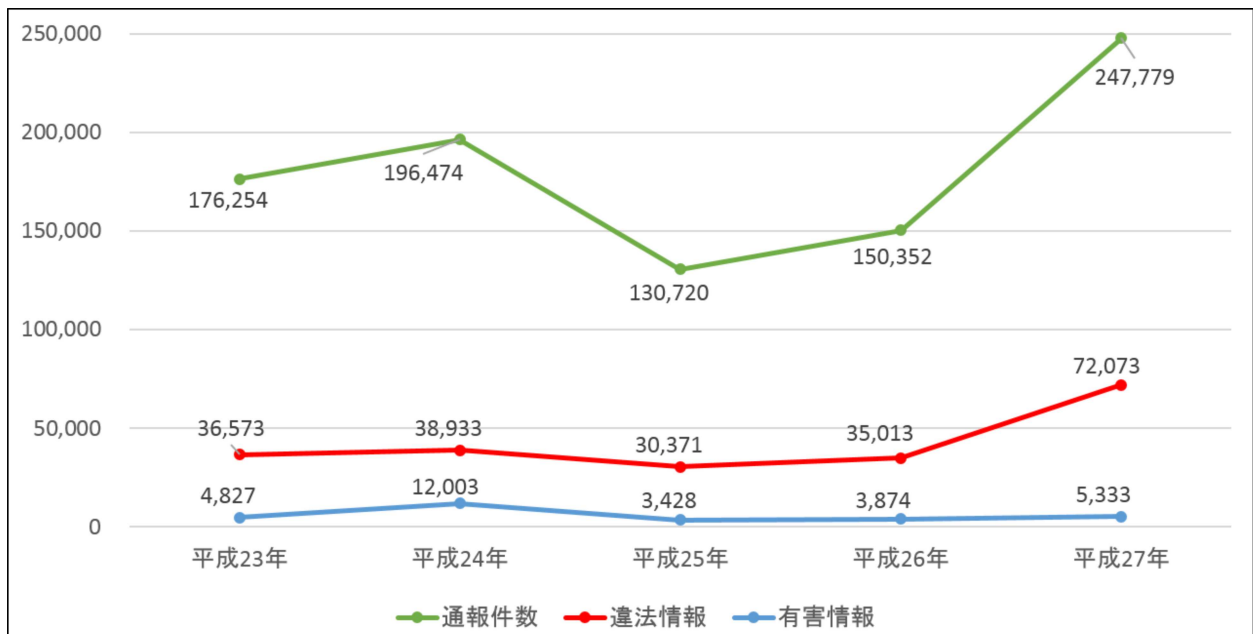
プロバイダ等

- 国の委託事業の範囲を「通報の受理」及び「違法情報」の処理（警察への通報、削除依頼）とする。
- 「有害情報」の処理を民間費用により実施することができる者に委託する。

(参考資料：平成27年におけるIHCの運用状況)

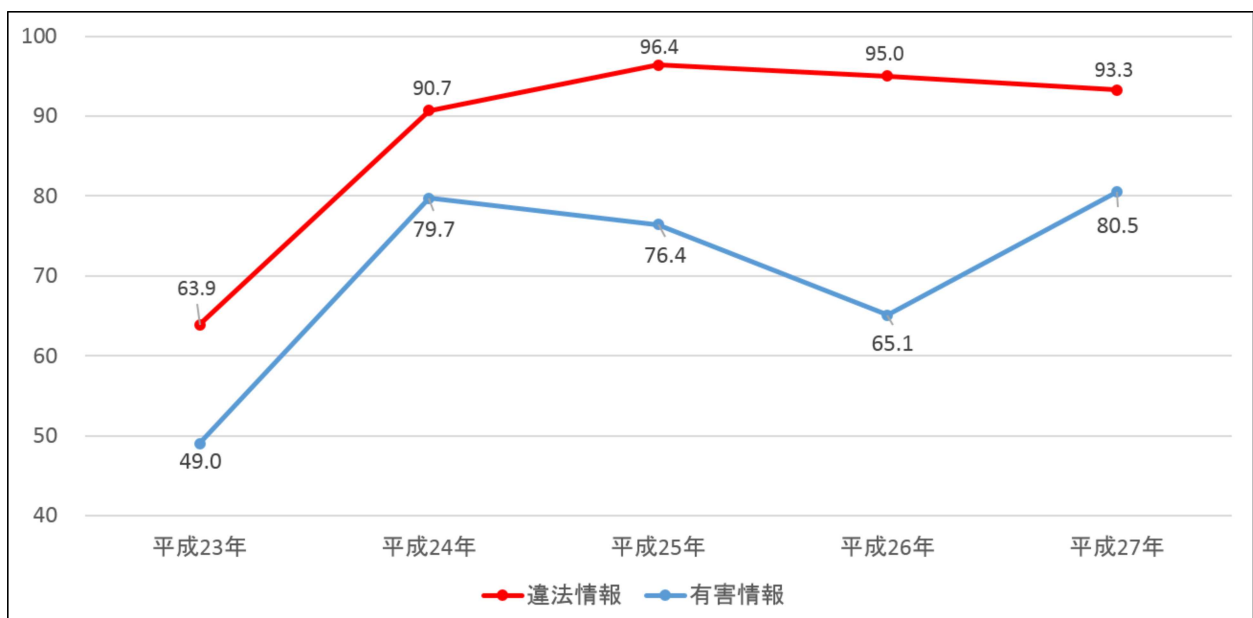
1 IHCへの通報件数及び違法情報・有害情報の件数の推移

平成27年中にIHCが受理した通報件数は過去最多の24万7,779件となり、うち違法情報は7万2,073件、有害情報は5,333件。



2 違法情報・有害情報の削除率の推移

平成27年中の削除率は、違法情報については93.3%と高い削除率を維持しているとともに、有害情報についても80.5%と削除率が上昇。



	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
違法情報の削除依頼件数(件)	14,924	17,503	12,796	8,303	32,534
削除率(%)	63.9	90.7	96.4	95.0	93.3
有害情報の削除依頼件数(件)	913	7,738	1,262	866	1,719
削除率(%)	49.0	79.7	76.4	65.1	80.5

3 違法情報・有害情報該当件数の内訳

(1) 違法情報類型別件数

	H23	H24	H25	H26	H27	H26中	H27中	前年比
わいせつ電磁的記録記録媒体陳列	20,772	27,334	23,769	28,502	60,655	28,502	60,655	+32,153
児童ポルノ公然陳列	3,694	2,935	3,056	2,584	4,828	2,584	4,828	+2,244
売春目的等の誘引	3	0	102	279	194	279	194	-85
出会い系サイト規制法	779	1,034	1,206	1,146	1,130	1,146	1,130	-16
薬物犯罪等の実行等	253	416	152	180	446	180	446	+266
規制薬物の広告	9,601	4,969	1,156	1,019	3,489	1,019	3,489	+2,470
指定薬物の広告				310	204	310	204	-106
指定薬物等疑似物品の広告					3		3	+3
危険ドラッグ未承認医薬品の広告				7	11	7	11	+4
預金通帳の譲渡等	908	1,758	514	526	851	526	851	+325
携帯電話の無断有償	563	470	319	109	168	109	168	+59
識別符号の入力を不正に要求		17	95	350	93	350	93	-257
不正アクセス行為の助長		0	2	1	1	1	1	+0
合計	36,573	38,933	30,371	35,013	72,073	35,013	72,073	+37,060

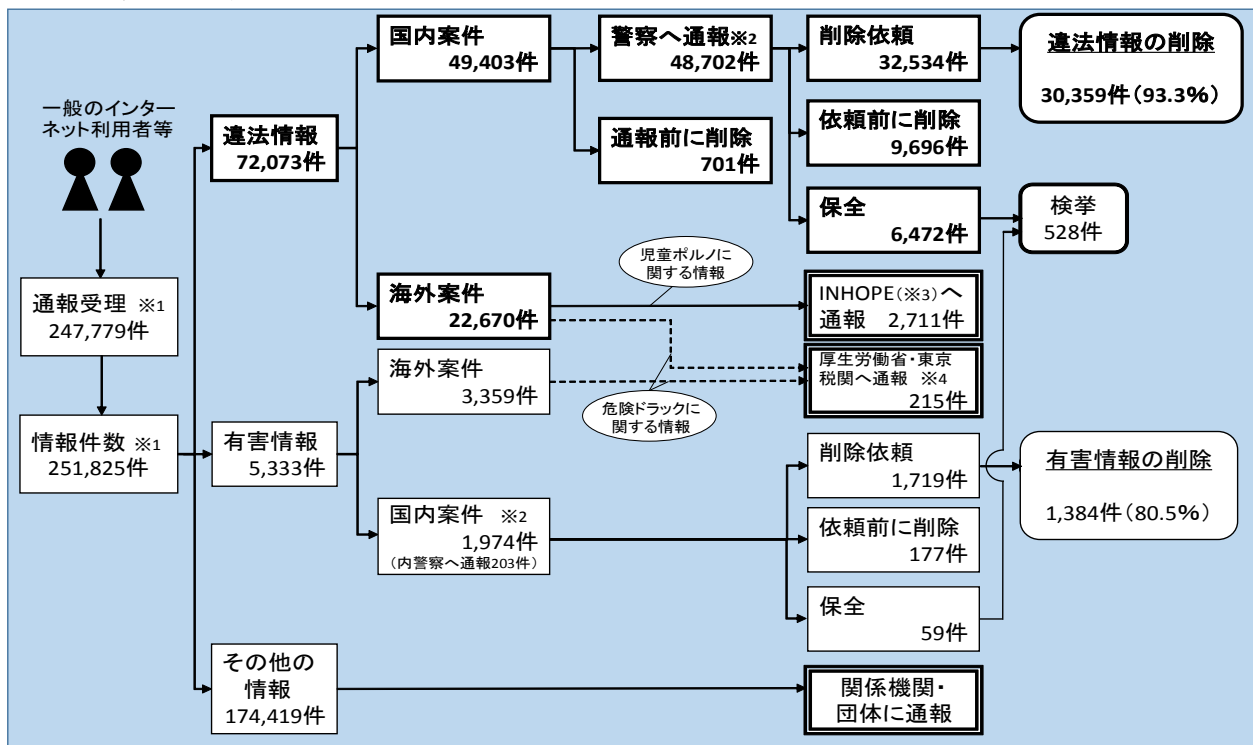
(2) 有害情報類型別件数

	H23	H24	H25	H26	H27	H26中	H27中	前年比
違法行為の誘引等	3,923	8,741	2,511	2,927	2,874	2,927	2,874	-53
違法情報の疑い	891	3,007	803	762	1,970	762	1,970	+1,208
人を自殺に誘引・勧誘	13	255	114	185	489	185	489	+304
合計	4,827	12,003	3,428	3,874	5,333	3,874	5,333	+1,459

※ 有害情報の類型「違法行為の誘引等」とは、情報自体から、違法行為（けん銃等の譲渡等、殺人等）を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報。

※ 有害情報の類型「違法情報の疑い」とは、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報。

4 通報受理後の流れ



※1 1件の通報に、複数の違法情報、有害情報が含まれている場合があり、通報受理件数と情報件数は一致しない。

※2 危険ドラッグ（指定薬物の広告等）に関する情報は、厚生労働省へも通報。

※3 INHOPEとは、国際的なホットライン相互間の連絡組織で1999年に設立。2016年3月末時点で52団体（46の地域）が加盟。

※4 厚生労働省では、海外案件の削除要請を実施。